

反社会的勢力の排除に関する覚書

日本情報通信株式会社(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲から乙に発注される全ての契約、および、本覚書締結日以前に甲から乙に発注された全ての契約(以下、「個別契約」という。)に適用される条件として、反社会的勢力の排除に関し、次のとおり確認するものとする。

第1条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自ら、自らの親会社、子会社および関連会社(自らが実質的に支配を行う会社を含む)、並びに、自らの従業員等(取締役、執行役、監査役または従業員)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 個別契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること

2 甲および乙は、自らが(第三者を利用して行うこと含む)次の各号の一に該当する行為を行わないことを表明し保証するものとする。

- (1) 相手方に対する暴力的な要求行為
- (2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
- (4) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第2条(調査)

甲および乙は、前条に定める事実の有無を確認することを目的として相手方が実施する調査に協力する義務を負う。なお、各当事者は相手方からの請求に応じて、相手方または相手方が指定する代理人による自らの施設調査、情報および資料等の開示に応ずるものとし、相手方が必要に

応じて当該情報および資料等を第三者に開示することを承諾するものとする。

第3条(仕入先・再委託先に対する義務)

乙は、個別契約に基づき自らが実施すべき業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、仕入先・再委託先(当該仕入先・再委託が数次にわたる場合には、全ての仕入先・再委託先を含む)に対して、本覚書の定めを履行させる義務を負うものとする。なお、この場合にも、本覚書上の義務は免責されないものとする。

第4条(通知)

甲は第1条、並びに、乙は第1条または第3条に違反する事実が判明した場合には、相手方に対して直ちに通知するものとする。

第5条(契約解除)

甲および乙が、第1条第1項各号の一に該当したとき、第1条に基づく表明・保証に関して虚偽の事実を申告したとき、自らもしくは第三者を通じて相手方に対し第1条第2項各号に掲げる行為を行なったとき、第2条に定める義務等に応じないとき、または、第4条に基づく通知を怠ったときは、相手方は何らの催告を要さずして、個別契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとする。

第6条(損害賠償)

第5条の規定に基づき、各当事者が、個別契約を解除したことにより相手方に損害が生じても、各当事者はこれを賠償する責を負わないものとする。

2 甲および乙は、相手方が本覚書の規定に違反したことにより各当事者が損害を被った場合、各当事者は相手方に対し個別契約の解除の有無に拘らず、個別契約の定めに基づき当該損害の賠償を請求できるものとする。ただし、各当事者の被った損害が個別契約に基づく損害賠償の額を超える場合には、各当事者は相手方に対して超過額の賠償を別途請求できるものとし、相手方はこれを賠償しなければならないものとする。

第7条(適用の優先等)

本覚書と個別契約の内容に相違がある場合には、本覚書の定めが優先するものとする。なお、本覚書に定めのない事項については、個別契約の定めが適用されるものとする。

以上

本覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保持するものとする。

年 月 日

(甲)

住 所 : 東京都中央区明石町8-1

会社名 : 日本情報通信株式会社

役職名 : 購買部長

氏 名 :

印

(乙)

住 所 :

会社名 :

役職名 :

氏 名 :

印